

「地球温暖化対策の基本法案」に関する国民からの意見募集について (案)

平成 21 年 12 月

1. 趣旨

温室効果ガス排出量を 2050 年までに 80%削減するという長期目標と、その通過点として 2020 年までに 1990 年比 25%削減するという中期目標を実現するためには、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を始めとして、あらゆる政策を総動員しなければならない。このためこれらの政策の位置付けや方向性を明らかにする地球温暖化対策の基本法を制定することが必要である。

「地球温暖化対策の基本法案」の検討を進めるに当たっては、地球温暖化問題が国民生活全般に関わるものであることから、国民に広く意見を求め、それを十分に考慮することとする。

2. 意見募集の方法

環境省HPにおいて、小沢環境大臣自身が地球温暖化対策の基本法の考え方や目指すべき方向性についてのメッセージを掲載し、基本法に関する国民の意見を募集する。その際、参考資料として先の通常国会に民主党が提出した「地球温暖化対策基本法案」のリンクも合わせて提示する。

意見の提出は、通常のパブリック・コメントと同様に、あらかじめ様式を示した上で、電子メール、FAX、書面の郵送によることとする。

3. 意見募集期間

地球温暖化問題に関する閣僚委員会に「地球温暖化対策の基本法案」の検討作業の進め方等について報告した後、意見募集を開始することとし、×切は年内を目途に設定する予定。